

平成29年第4回定例会 総務文教常任委員会審査記録

- 1 日 時 平成29年12月13日(水) 午前9時59分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第137号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
 議第138号 村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 議第139号 村上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 議第140号 村上市消防団の設置、定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 議第152号 平成29年度村上市情報通信事業特別会計補正予算(第2号)
- 4 出席委員(9名)
- | | | | |
|----|--------|----|-------|
| 1番 | 小杉武仁君 | 2番 | 木村貞雄君 |
| 3番 | 稲葉久美子君 | 4番 | 大滝国吉君 |
| 5番 | 三田敏秋君 | 6番 | 佐藤重陽君 |
| 7番 | 河村幸雄君 | 8番 | 鈴木好彦君 |
| 9番 | 鈴木いせ子君 | | |
- 5 欠席委員
なし
- 6 委員外議員
小田信人君 小林重平君 小杉和也君
平山耕君
- 7 地方自治法第105条による出席者
なし
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者
- | | |
|-----------|--------|
| 副市長 | 忠 聡君 |
| 総務課長 | 佐藤憲昭君 |
| 同課参事 | 石田秀一君 |
| 同課人事管理室長 | 田村富夫君 |
| 財政課長 | 田邊 覚君 |
| 同課契約検査室長 | 大西 敏君 |
| 同課財務係長 | 長谷部 淳君 |
| 政策推進課長 | 山田和浩君 |
| 同課参事 | 木村祐二君 |
| 同課企画政策室長 | 東海林 豊君 |
| 同課情報化推進室長 | 中村豊昭君 |
| 自治振興課長 | 川崎光一君 |
| 同課自治振興室長 | 前川龍也君 |
| 同課自治振興室係長 | 三須友也君 |

同課公共交通係副参事	細野弘明君
会計管理者会計課長	中村るみ子君
消 防 長	長 研一君
消 防 本 部 次 長	小島邦広君
消 防 本 部 総 務 課 長	倉松淳志君
選管・監査事務局長	佐藤直人君
監査委員事務局次長	鈴木一良君
選管事務局次長	菅原 明君
荒川支所長	小川 剛君
神林支所長	鈴木芳晴君
朝日支所長	岩沢深雪君
山北支所長	斎藤一浩君
教 育 長	遠藤友春君
学 校 教 育 課 長	木村正夫君
生 涯 学 習 課 長	板垣敏幸君
同 課 課 長 補 佐	加藤 涉君
同課教育情報センター長	松田 明君
同課社会教育推進室長	太田 秀哉君
同課スポーツ推進室長	永田 満君
同課文化行政推進室長	吉井 雅勇君

10 議会事務局職員

局 長	小林政一
次 長	大西恵子

(午前9時59分)

委員長（鈴木いせ子君）開会を宣する。

○当委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第1 議第137号 村上市非常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 佐藤憲昭君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

総務 課長 おはようございます。それでは、議第137号についてご説明申し上げます。議第137号は、村上市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてである。市職員が発生させた交通事故等不祥事にかかわる管理、監督の責任者として、これらの件にかかわる市長、副市長及び教育長の給与について、全国の自治体の状況を参考に1カ月間それぞれ10%を減額するものである。よろしくお願ひ申し上げます。

(質 疑)

小杉 武仁 今回の条例、市の職員の責任をとるという形で受けとめるが、その加害者となった職員も含め、他の職員にはどのような形で今回の件を周知できているのか。また、

- どう感じるような指導をされるおつもりなのか、ちょっと伺っていいか。
- 総務 課長 まず、事、事故等がある都度、副市長から職員に対して注意喚起を促しておるところである。また、今回のような大事故については、その事故の重さと責任を痛感させるということで、市長訓示並びに副市長から強く通知を出している。また、職員については、毎月その前月の交通事故の状況を掲示板でお知らせして、こういうことがあったので、注意するよということ、実際の交通事故の内容等を報告申し上げて喚起を促しているということである。
- 小杉 武仁 重く受けとめるのも、市長初め教育長、副市長という言葉が入っているけれども、やっぱり重く受けとめなければならぬのは、市の職員全体として受けとめていただきたいと思うし、その周知の徹底の仕方を例えば月1回であるものを朝礼各部署でやるだろうから、その辺をしっかりと、今回のこの事案を受けとめるような形を徹底していただきたいと思う。これは、その再発防止にもつながるだろうし、これだけの数が出ているのは、やはりちょっとどういうものなのかなというところがあるので、その辺は徹底していただきたいと思う。
- 総務 課長 各課長におかれては、毎朝朝礼において、特にこの冬期間については雪が降ったり道路が凍結して滑りやすくなっている、外出の際の注意喚起を促しているところであるが、なお小杉委員からご指摘のあった点、公用車を運転する際のその交通事故防止の体制について今検討をしていて、どういった方法が本当にその実効性のある対策なのかということも含めて、今早急に検討をしている段階である。
- 木村 貞雄 給与の関係では特段異議はないのだけれども、中身について、今ほど総務課長からこれからやるという考え方のだけれども、これからやるはいいけれども、どんな方法で、普通の企業であればいろいろある程度の参考になるところもあると思うのだけれども、早急にやってもらいたいと思うけれども。
- 総務 課長 庁用車にステッカー等を添付したりとかしたいと思っているので、ただ注意を促すような文言を載せたとしても、それはやはり時間が過ぎればややもすると注意が散漫になるということもあるので、その辺例えばの話なのだが、流通関係であれば何のたれべえが運転しているよというふうな表示の仕方もあるやに聞いているので、そこまでする必要はあるかどうかも含めて、今どれが一番実効性のあるものなのか。これは、以前から検討はしておったのだけれども、なかなかその有効策が見出せていなかったのだが、ここに来て大変大きな事故があつて、全庁的にやはりそうは言っても考える必要があるということ、今本当にアイデアを出しながら検討しているわけだが、議員各位におかれても、こういうふうやっていくかなというのがあつたら、お知らせ、ご指導いただければ大変ありがたいと思っている。
- 木村 貞雄 朝礼等もずっとやってきたわけだけれども、私ら拝見したことはないのだけれども、それらについてもやはり変わっていくと思うのだけれども、その辺はいかがか。
- 総務 課長 朝礼等については、職員のみならず臨時職員の外出、それから非常勤特別職の外出についても、徹底した指導を呼びかけているわけであるし、また逐一どなたが何時にどこに出るのかということの把握に努めて、注意喚起を促してまいりたいというふう考えている。
- 木村 貞雄 終わる。
- 河村 幸雄 小杉委員、木村委員と同じけれども、給料減額というのは責任問題ということである。一番大事なのは、本当にこれからどういう対応をしていくかということであるけれども、本間議員からも話出た。検討としてドライブレコーダー設置を進めてい

くとか、そういうことがあるけれども、内容というか、今後どのように、時期的なものというのは何かお考えあるのか。

総務 課長 ドライブレコーダーについては、先般お答えいたしましたように、今準備を進めている。全車でないが、主に遠出をする公用車については全て設置したいというふうに思っているし、それから今後庁用車のリース、レンタルを行う際には、安全装置のついた車を導入するという事で財政課とも協議済みである。

河村 幸雄 全てのものにスピーディーに物事進めていっていただきたいと思う。以上だ。

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第137号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第2 議第138号 村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 佐藤憲昭君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

総務 課長 議第138号は、村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてである。育児休業に関する法律の改正により、平成29年第1回定例会において、条例改正の議決をいただいたものについてさらに総務省において文言整理があったことに伴い、条例に反映させるものである。変更内容といたしては、育児休業の規定を介護休業へも読みかえを行うものである。なお、本条例改正に伴う本市への影響はない。以上である。よろしく願いいたします。

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第138号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第3 議第139号 村上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 佐藤憲昭君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

総務 課長 議第139号は、村上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてである。児童福祉法及び地方公務員法の育児休業等に関する法律の改正に伴う規定の改正、また人事院規則に準じた規定の明文化を加えるなど、所要の改正を行うものである。主な改正内容といたしては、1つとして養子縁組里親の法定化、それから2つ目としては、保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行って

いるが、当面その実施が行われないことについての明文化、それから3つ目としては、非常勤職員の育児休業について、1歳6カ月に達した時点で保育所等に入れな
い、村上市においては保育園であるが、保育所、それから幼稚園等に入れ
ない場合等に最長2歳に達する日まで育児休業を取得できる、この3点の改正である。なお、現時点で本市の該当者はない。よろしく
お願い申し上げます。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第139号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第4 議第140号 村上市消防団の設置、定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（消防長 長 研一君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

消 防 長 おはようございます。それでは、議第140号 村上市消防団の設置、定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。本案については大学生、大学院生または専門学校生の消防団への加入促進のために、任用資格を今まで市内居住者及び市内に勤務されている方ということになっておったわけであるけれども、それに加えて通学している方ということを入れて、そのほか所要の改正を行うものである。消防庁では、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の施行を契機として、消防団の加入促進の充実強化に取り組んでいるところであるが、平成29年7月28日付の消防庁次長通知によって、大学生などの在学者を任用資格に加えるよう通知があったことから、条例の一部改正を行うものである。追加、訂正箇所については、新旧対照表11、12Pごらんいただければと思う。よろしくお願ひしたいと思う。

(質 疑)

河村 幸雄 通学する大学生を加えるということだけれども、村上市としての考え方として、対象者というのは、リハビリ専門学校とか新潟方面に向かう通学生なのかなというふうに思うけれども、村上としてはどんなふうに考えているか。どんな状況であるか。

消 防 長 学生について、村上市に住所にある方であれば、消防団に今までも入団することは可能であった。村上市のほうに住所がなく、村上市に通学してきている方、そういう方を対象に枠を広げている状況であるので、新潟リハビリテーション大学また看護専門学校の方、こちら対象になるものと、そのように考えている。

河村 幸雄 もちろん私このことに関して反対ではないのだけれども、いわば消防団というのは、今人材が不足しているから誰でも入ってくれ、足りないから入ってくれとか、そういうものでもないと思うのだ、特にこの地域、村上においては。というのは、継続していただければ、地域の環境を知っているとか、あと団員のコミュニケーション

ョンとれるとか、そういういろいろな問題というか、そういうことはこの地域には大きなことなのかなと思うので、そんなこともやっぱり考えて進めていかないとというふうに思うけれども、どのように思うか。

消 防 長 今までの消防団員をないがしろにしているということでは全くないので、そちらについては、規則のほうでしっかり各分団に人員の配置を行っている状況であって、やはり地域に根差したという形での消防団活動を期待しているところである。

河村 幸雄 では、我々一般と言ってはごめんなさい。消防団員と同じ、同等にではこの学生も啓発活動や広報活動だけしてもらおうとか、そういうのではなくて、一般団員と同じ活動をしてもらうという考えなのか。

消 防 長 現在のところであるけれども、通知によってその枠を広げたという段階である。9月の消防団の最高幹部会議の中でも、この枠の拡大については話了解していただいているところであって、ただ消防団全体として見ると、今回実は私も定年制持っていないわけであるけれども、早くやめられる方がいるというようなところをもう少し頑張っていただけないかというようなことでお願いした状況であって、こちらの状況を見て、この4月結果が出てくると思うわけであるけれども、その後状況を見ながらどういう形がいいのかというようなことをまたいろいろと検討していかねばならないものだと思っている。その中で、例えばこちらに特化した形の部の設置だとか、そういったことも検討されることもあろうかと思うが、現時点では9月の最高幹部会議の中で話しされたその定年制の、もう少し頑張ってくれというような形のお願いの状況を見守っているところである。

河村 幸雄 若い人たちの力がふえるということは、本当にうれしいことだし、私も消防団員である。そんな形で頑張っていきたいと思う。ありがとうございました。

佐藤 重陽 この趣旨はよくわかるし、村上だけの問題ではなくて、団員の確保のためになじょうでも変えていかなければいけない、これはよくわかる。ただ、条例を変えただけでも団員がふえるわけでもないの、今河村委員もいろいろ心配したこと言っていたけれども、私は逆に言うとその毎たび委員会のとき言っているようであるけれども、消防長、その入り口のところで、要するに入るときにきっかけのところをもっと大事にしなければいけないのではないかな。なのに、今の消防団というよりは、その財政的なことをいつも団の幹部にも言われているようであるが、演習であるとか、いわゆる出初め式から始まってその春、秋の演習だとか、ふだんの団活動に対するその行政としての支援と言えばいいか、お願いが足りないのではないかな。余りにも財政的なもので片づけて、これを少し縮小しよう、あるいはやめようみたいなところが消防団が縮こまっているというか、なかなか維持できないところもあるのではないかなというふうに思うのだが、いかがか。

消 防 長 財政的という部分について、ちょっと私理解難しいところがあるのであるけれども、消防団のほうでいろいろこの年度の計画立てていただいているわけであるし、そんな中で団の団員が求めるような形のをやはり進めていきたいと、そのように考えていろいろ会合を持っているわけであるので、その中で十分また煮詰めて進めていければと思っているところであるが。

佐藤 重陽 その定期的な会合の中で、今消防長が言われるような団員の要望や何かもくみ上げていきたい。そうして動きに結びつけていきたいというお考えがあるのであれば、そんないいことはないなとも私も思うので、そんなことで、この消防団というのは行政が側面的支援というよりは、行政がある種その団員の皆さんに主体的に団は活動

するけれども、行政がその中心部分、土台になっている部分が大きくあろうかと思うので、その辺よろしくお願ひしたいと思う。

消 防 長 貴重なご意見本当にありがとうございます。そのようなことで、またいろいろな会議の席でも進めてまいりたいと思う。

木村 貞雄 同じようなことを言うけれども、黙っているとこれが一番いいことだというふうにとられるので、一言話しするけれども、要するに加入促進のための一つの手段なのだろう。消防長、そうだろう。

消 防 長 地域によっては、こういったことで人材確保というようなことの部分も必要という考え方になっていて、それに従って今回は条例の改正をお願いしているということである。

木村 貞雄 今ほども佐藤委員のほうからも言われたのだけれども、条例化するというような、表立ってはいいいのだけれども、私も今回ほかの関係で条例の一般質問したけれども、私としては条例よりも中身が大事なのであって、あくまでも条例が目的でなく、物を達成するということが一番大切なのではなかろうか、そういうふうにするので、これからもその消防団の加入促進には別のいろいろな件があると思うのだけれども、それはもう大いに力を入れてやってもらいたいと思うのだが、いかがか。

消 防 長 それについては、先ほども申し上げたとおりそういうような考え方で、実は今年度そういう年齢の引き上げというような形お願いしておいた状況であるので、その結果見て、その後状況をまた判断しながら進めていきたいと、そのように思っている。

木村 貞雄 終わる。

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第140号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第5 議第152号 平成29年度村上市情報通信事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とし、担当課長(政策推進課長 山田和浩君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

政策推進課長 それでは、議第152号 平成29年度村上市情報通信事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明させていただく。本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ730万円を追加し、予算の規模を5億5,050万円にしようとするものである。それでは、7P、8Pをごらんください。補正内容であるが、歳入においては、4款前年度繰越金に730万円を追加するものである。次に、9P、10Pをお開きください。歳出において、1款1項1目一般管理費の情報通信事業一般管理経費に消費税の中間納付額の不足分を追加し、異動に伴い情報通信事業職員人件費を減額するものである。また、2目施設管理費では、朝日地区及び神林地区の施設維持管理費修繕料として、合計740万円を追加するものであり、内容といたしては、電力柱やNTT柱の移設に伴う光ケーブルの張りかえ、宅内の引き込み線の撤去や修繕に当たり、今後不足が見込まれる分について増額をお願いするものである。次に、3款予備費については、端数調整のための補正である。よろしくお願ひいたす。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第152号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長（鈴木いせ子君）閉会を宣する。

(午前10時29分)